

法改正 情報	2023 年度版 よくわかる社労士 合格するための 過去 10 年本試験問題集 3 健保・社一
-------------------	--

10294

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	59	解答 6	解説文の最後に次の内容を追加してください。	
			また、令和 5 年の通達により、上記証明書以外に、地方公共団体と連携して被害者への支援を行っている民間支援団体から発行された確認書を添付することでも可能となった。	

以 上

法改正 情報	2023 年度版 よくわかる社労士 合格するための過去 10 年本試験問題集 3 健保・社一
-------------------	---

10294

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	170	問題 2 4 行目	42万円	<u>50</u> 万円
			40万 8 千円	<u>48</u> 万 8 千円

以 上

ご案内 『2023年度版 よくわかる社労士 合格するための過去10年本試験問題集 3
健保・社一』をお持ちのかたへ

TAC出版

日頃から弊社刊行の書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和4年の社会保険労務士の試験問題、健康保険法択一式問題の問6及び問10について、社会保険労務士試験オフィシャルサイトにおいて、いずれも誤った問題を択一すべきところ、問6及び問10ともに本来正答とされるべき選択肢（E）以外にも選択肢（A）が誤った内容のものであったため、選択肢（A）及び（E）が正答となる旨の発表がありました。これに伴い、「2023年度版 よくわかる社労士 合格するための過去10年本試験問題集 3 健保・社一」における健康保険法問6 A及び問10 Aに関して、以下のよう
 に訂正をお願いいたします。

読者の皆様には大変お手数をおかけしますが、該当箇所の変更内容を反映したうえで、学習を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

科目	P	行等	修正点
健保	111	問題 3	問題 3 の解答解説を以下のものと差し替えてください。
			× 法37条1項、法157条、法165条1項、2項、4項、令48条、令49条。 前納する場合の保険料の額は、前納に係る期間の各月の保険料の額から「政令で定める額」を控除した額とされており、当該「政令で定める額」は、「前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、その期間の各月の保険料の額を年4分の利率による複利現価法によって前納に係る期間の最初の月から当該各月までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（この額に1円未満の端数がある場合において、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円として計算する。）を控除した額」とされていることから、本肢の「を控除した額となる」の部分は、「を控除した額を控除した額となる」とすべきであるため、本肢は誤りである。

科目	P	行等	変更点
健保	191	問題 3	問題 3 の解答解説を以下のものと差し替えてください。
			× 法57条。保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。）の限度において、保険給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。この場合（給付事由が第三者の行為によって生じた場合）において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。本肢は、上記傍点部分が省略されており、法57条の規定に関する正しい記述として成立していないため、誤りである。

以 上